「新潟県いじめ防止基本方針」 新旧対照表(変更部分の抜粋)

・柳柳木(ひの脚正空中の頭」 柳山の一への (変文部のの)が中が		
改訂前	改訂後	理由
目次	目次	
第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向	第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向	
2 いじめの定義	<u>2 定義</u>	【修正】
	<u>(1) いじめの定義</u>	内容の変更に伴う目次の修
	<u>(2) いじめ類似行為の定義</u>	正
第2 県及び県教育委員会が実施すべき施策	第2 県及び県教育委員会が実施すべき施策	
4 県及び県教育委員会の施策	4 県及び県教育委員会の施策	
(2) 関係機関等との連携	(2) 専門機関等の活用・連携	
(3) 教職員の資質能力の向上及び人材の確保	(3) 教職員の資質能力の向上	
第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
3 市町村に対する支援等	3 市町村との連携及び支援等	
はじめに	はじめに	
		【条例】【提言】
この度、法の施行から3年が経過し、国は「いじめ防止等のた	この度、令和2年 12 月に「新潟県いじめ等の対策に関する	「新潟県いじめ防止基本方
めの基本的な方針」を改定し、「いじめの重大事態の調査に関す	条例」が施行されたこと及び前回の改定(平成 30 年 2 月)以	針」を改定することにした
るガイドライン」を策定しました。これら国の方針等を参酌する	降、「新潟県いじめ防止対策等に関する委員会」(県教育委員ま	理由を記載
とともに、地域や学校の実情に応じた内容に見直し、いじめの防	たは県立学校に設置する第三者委員会) や 「新潟県いじめ等	
止等のための対策を一層推進していくため、本県の基本方針を改	に関する調査委員会 (知事部局に設置する第三者委員会) か	
定することとしました。	らの提言を受け、本県におけるいじめの防止等の対策をさら	
	<u>に進めるために、</u> 基本方針を改定することとしました。	

第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、まず第一に、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から、「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わず、いじめを未然に防止することを旨として実施する。

また、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、県、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、いじめ問題の克服に取り組む。

いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながらはやし立てたり面白がったりする児童生徒や、周辺で傍観している児童生徒に対しても、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、全ての児童生徒が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにする。

第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、まず第一に、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から、「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わず、いじめを未然に防止することを旨として実施する。

また、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、県、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、いじめ問題の克服に取り組む。

いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながらはやし立てたり面白がったりする児童生徒や、周辺で傍観している児童生徒に対しても、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、全ての児童生徒が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにする。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例(以下「県条例」という。)では、「いじめ類似行為」(後述)についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うものとする。

【条例】

県条例第2条2項より「い じめ類似行為」が定義され たことを受けて修正

2 いじめの定義

(新設)

※3 具体的ないじめの態様の例

(新設)

- 3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項
- 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに 至っていないケースについても、いじめたとする行為を行っ た児童生徒に対する教育的な指導を適切に行う。(例:イン ターネットトでの悪口等)
- 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1)いじめの防止

児童生徒が、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を 育み、いじめを生まない土壌をつくるため、また児童生徒が いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論すること

2 定義

(1) いじめの定義

※いじめの定義に変更なし

(2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

- ※3-1 具体的ないじめの態様の例
- ※3-2 具体的ないじめ類似行為の例
 - ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被 害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など
- 3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項

(削除)

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

児童生徒がよりよい人間関係を構築できるよう社会性を 育み、いじめを生まない土壌をつくるため、また児童生徒が いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論すること

【条例】

県条例第2条に、「いじめ類 似行為」が定義されたこと を受けて、表題を「定義」に 変更し、

(1)いじめの定義

(2)いじめ類似行為の定義に分割した。

【削除】

「1 いじめの防止等の対策に関する基本理念」でいじめ類似行為について規定したため削除

により、いじめに正面から向き合うことができるよう、次のような視点からいじめの防止に努める。

(3)いじめへの対処

学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合に、直ちに、いじめを受けたとされる児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒の安全を確保することや、いじめを行ったとされる児童生徒に事情を確認した上で適切に指導すること等、組織的に行う。

また県立学校は、いじめの認知を県教育委員会に報告し、 指導の方向性や保護者や外部機関との連携、スクールカウン セラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用につ いて相談したり、派遣を要請したりする等緊密に連携する。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守るため、学校とPTAや地域の 関係団体等は、いじめの問題について協議する機会を設ける とともに、組織的に協働する体制を構築する等、連携を図る。

家庭においては、法第9条に示された保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。また、学校がいじめの疑いを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、いじめを受けたとする児童生徒の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。また、いじめを行ったとする児童生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

いじめを防止することの重要性について理解を深め、より 多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるよう努め ることが大切である。 により、いじめに正面から向き合うことができるよう、<u>県条</u> 例第3条の基本理念も踏まえ、次のような視点からいじめの 防止に努める。

(3) いじめへの対処

学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合に、直ちに、いじめを受けたとされる児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒の安全を確保することや、いじめを行ったとされる児童生徒に事情を確認した上で適切に指導すること等、組織的に行う。

また県立学校は、いじめの認知を県教育委員会に<u>報告するとともに、</u>指導の方向性、保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の<u>専門家</u>の活用等について相談する等緊密に連携する。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守るため、学校とPTAや地域の関係団体等は、いじめの問題について協議する機会を設けるとともに、組織的に協働する体制を構築する等、連携を図る。家庭においては、法第9条及び県条例第8条に規定する保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。また、学校がいじめの疑いを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、いじめを受けた児童生徒の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。また、いじめを行った児童生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

いじめを防止することの重要性について理解を深め、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるよう努めることが大切である。

【条例】

県条例第3条4項を受けて 追記

【見直し】

スクールカウンセラーの全 学校配置に伴う修正

【条例】

県条例第8条2項より「保 護者の責務」が記載された ことを受けて修正

第2 県及び県教育委員会が実施すべき施策

4 県及び県教育委員会の施策

(2) 関係機関等との連携

専門的知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの学校への派遣や医療機関、弁護士、警察等の外部機関と学校との連携を必要とする案件について、学校の求めに応じ、各機関へ取次ぎを行う。

(3) 教職員の資質能力の向上及び人材の確保

- ア 全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、 いじめの防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行 われるよう、各種研修の充実を通して、教職員の資質能力 の向上を図る。
- イ 「生徒指導研修資料^{※10}」をはじめ、いじめに関する具体 的な資料を提供し、年2回以上の校内研修の確実な実施と 活性化を促す。
- ウ いじめの防止等に係る相談支援の充実のため、心理や福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラー やスクールソーシャルワーカー等を、学校の求めに応じて計画的又は緊急的に派遣する。
- ※10 平成29年3月に発行した生徒指導用の研修資料。ケーススタディー用の事例をはじめ、生徒指導に関連した資料を掲載している。

第2 県及び県教育委員会が実施すべき施策

4 県及び県教育委員会の施策

(2) 専門機関の活用・連携

<u>心理や福祉の</u>専門的知識を有するスクールカウンセラー <u>や</u>スクールソーシャルワーカー<u>を配置するとともに</u>、医療機 関、弁護士、警察等の外部機関と学校との連携を必要とする 案件について、学校の求めに応じ各機関に協力要請を行う。

(3) 教職員の資質能力の向上

- ア 全ての教職員が<u>法及び県条例</u>の内容を理解し、いじめの 防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよ う、各種研修の充実を通して、教職員の資質能力の向上を 図る。
- イ <u>「生徒指導研修資料」</u>をはじめ、いじめに関する具体的な資料を提供し、年2回以上の校内研修の確実な実施と活性化を促す。

ウ(削除)

※10 (削除) → 以下、注釈の番号を繰り上げる

【見直し】

スクールカウンセラーの全 学校配置に伴う修正

【条例】

県条例を受けて修正

【削除】

(2)と内容が重複しているため

※10 は、平成 31 年 3 月に、 Vo12 を作成しており、今後 も改定を予定しているため 削除

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

ウ インターネット上への不適切な書き込み等に対して適 切に対応するため、ネットパトロールを実施する等監視の 体制を拡充する。

(5) 啓発活動

イ 法第9条に示された保護者の責務等について、家庭での指導等が適切に行われるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談体制を充実させる等、家庭への支援を行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

<u>ウ インターネット上で行われるいじめに対して、適切に対</u> <u>応するため、ネットパトロール等による情報収集に努める。</u>

(5) 啓発活動

イ 法第9条<u>及び県条例第8条に規定する</u>保護者の責務等について、家庭での指導等が適切に行われるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談体制を充実させる等、家庭への支援を行う。

【見直し】

閉鎖性の高いSNS上での やりとりは監視することが できないため文言を修正

【条例】

県条例を受けて修正

第3 県立学校及び私立学校が実施すべき施策 【県立学校】

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
 - (3) 学校基本方針の策定上の留意事項
 - ウ 学校基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置づけ、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定する。達成状況を学校いじめ対策組織を中心に評価し、PDCAサイクル^{※11}を盛り込む等し、学校の実情に即して適切に機能しているか等、必要に応じて見直す。
 - ※11 事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan (計画)→Do (実行)→Check (評価)→Act (改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
- 2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

県立学校は、法第 22 条に基づき、いじめの防止等に関する 措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる組織として、当該学校の複数の教職員^{※12}、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される常設の「学校いじめ対策組織」(組織の名称は学校の判断による。)を置くものとする。

また、同組織は、対応する事案の内容に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教

第3 県立学校及び私立学校が実施すべき施策 【県立学校】

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
 - (3) 学校基本方針の策定上の留意事項
 - ウ 学校基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置づけ、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定する。達成状況を学校いじめ対策組織を中心に評価し、PDCAサイクル^{※10}を盛り込む等し、学校の実情に即して適切に機能しているか等、必要に応じて見直す。
 - ※10 事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan (計画)→Do (実行)→Check (評価)→Act (改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
- 2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

県立学校は、法第 22 条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる組織として、当該学校の複数の教職員※11に加え、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される常設の「学校いじめ対策組織」(組織の名称は学校の判断による。)を置くものとする。

また、同組織は、対応する事案の内容に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、弁護士、医

【見直し】

※10 の削除に伴う番号の繰り上がり

【見直し】

※10 の削除に伴う番号の繰り上がり

スクールカウンセラーの全 学校配置に伴う修正

員OB、警察官経験者等の外部専門家等の参加・協力を得て、 より実効的にいじめ問題の解決を図るものとする。

※12 「当該学校の複数の教職員」については、管理職や主幹 教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任 や部活動指導に関わる職員等から、学校の実情に応じて選 出する。

3 いじめの防止等に関する措置

- (1) いじめの防止
- エ 「いじめ見逃しゼロスクール*13」等県民運動に関連する取組を推進し、児童生徒や保護者、教職員、地域住民に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、及び「いじめを見逃さず、いじめを許さない」意識の醸成に努める。
- ※13 児童生徒が主体となった「いじめ見逃しゼロスクール集会」や、地域との交流・異年齢交流等を進める「いじめ見逃しゼロ強調月間」等、家庭や地域と連携・協力して児童生徒の社会性を育成する各学校の取組。

(3) いじめへの対処

エ いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2 つの要件が満たされている必要がある。

師、教員OB、警察官経験者等の外部専門家等の参加・協力を 得て、より実効的にいじめ問題の解決を図るものとする。

※11 「当該学校の複数の教職員」については、管理職や主幹 教諭、いじめ対策推進教員、生徒指導担当教員、学年主任、 養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる職員等から、学 校の実情に応じて選出する。

3 いじめの防止等に関する措置

- (1) いじめの防止
- エ 「いじめ見逃しゼロスクール^{※12}」等県民運動に関連する取組を推進し、児童生徒や保護者、教職員、地域住民に対して、 いじめを防止することの重要性に関する理解を深めることにより、意識の醸成に努める。

※12 児童生徒が主体となった「いじめ見逃しゼロスクール 集会」や、地域との交流・異年齢交流等を進める「いじめ見逃しゼロ強調月間」等、家庭や地域と連携・協力して児童生徒の社会性を育成する各学校の取組。

(3) いじめへの対処

エ いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。なお、いじめ類似行為にあっては、以下の①により解消を判断する。

【施策】

いじめ対策推進教員を追加

【見直し】

文言の修正

【条例】

いじめ類似行為には、②の 解消の要件が当てはまらな いため追記

第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 県の基本方針の検討

県及び県教育委員会は、国の動向等を考慮して、<u>3年を目処として</u>基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3 市町村に対する支援等

県及び県教育委員会は、市町村及び市町村教育委員会に対し、法に基づいた適切ないじめの防止等のための組織を設置し、必要な対策を講ずるよう要請するとともに、次のような支援等を行うこととする。

(1) いじめの防止

ウ 「いじめ見逃しゼロスクール」や「深めよう 絆 地区の集 い」等県民運動に関連する取組を推進し、児童生徒や保護者、 地域住民、教職員に対して、いじめを防止することの重要性 に関する理解を深めるための啓発及び「いじめを見逃さず、 いじめを許さない」意識の醸成に努めるよう助言を行う。

第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 県の基本方針の検討

県及び県教育委員会は、国の動向等を考慮して基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3 市町村との連携及び支援等

県及び県教育委員会は、市町村及び市町村教育委員会に対し、法に基づいた適切ないじめの防止等のための組織を設置し、必要な対策を講ずるよう要請するとともに、いじめの防止等の対策に資する情報の共有、実施状況の検証及び効果的な実施に資する調査研究を行うなどの連携を進め、次のような支援等を行うこととする。

(1) いじめの防止

ウ 「いじめ見逃しゼロスクール」や「いじめ見逃しゼロ県民 の集い」等県民運動に関連する取組を推進し、児童生徒や保 護者、地域住民、教職員に対して、いじめを防止することの 重要性に関する理解を深めることにより、意識の醸成に努 めるよう助言を行う。

【見直し】

法には、3年毎に見直しを 行うとは記載されていない ため削除

【条例】

県条例第 15 条を踏まえて, 市町村との連携についての 記載を追加

【見直し】

令和元年度に変更 文言の修正

(4) 教職員の資質能力の向上及び専門家の配置等

- ア 全ての教職員がいじめ対策推進法の内容を理解し、い じめの防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行 われるよう、各種研修の充実を通して、教職員の資質能 力の向上を図る。
- ウ いじめの防止等に係る相談支援の充実のため、心理や福祉 等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやス クールソーシャルワーカー等を、学校の要請に応じて計画的 又は緊急的に派遣する。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策
- ウ インターネット上への不適切な書き込み等に対処するため、インターネット監視の体制を拡充する。

(4) 教職員の資質能力の向上及び専門家の配置

- ア 全ての教職員が<u>法及び県条例</u>の内容を理解し、いじめ の防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行われ るよう、各種研修の充実を通して、教職員の資質能力の 向上を図る。
- ウ いじめの防止等に係る相談支援の充実のため、<u>スクール</u> カウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、心理や福 <u>祉等に関する専門家の配置に努める。</u>

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

ウ インターネット上への不適切な書き込み等に対処するため、早期発見に資する環境づくりに努める。

【条例】

県条例を受けて修正

【見直し】

スクールカウンセラーの全 学校配置に伴う修正

【条例】

県条例第13条2項を受けて 記載